

○山梨県警察職員名札着用に関する要領の制定について

〔 令和 8 年 2 月 1 6 日 〕
〔 例規甲（務人）第 9 1 号 〕

山梨県警察職員名札着用に関する要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察職員(以下「職員」という。)の名札の着用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「職員」とは、警察官、その他の職員、会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員をいう。
- (2) 「名札着用業務」とは、受付業務、各種相談業務、証明事務、許可事務等県民と応対することが予定される業務をいう。
- (3) 「幹部職員」とは、名札着用業務に従事する職員の上司で職務上の責任者をいう。

第 3 名札の着用

1 庁舎内における名札の着用

名札着用業務に従事する職員が、警察本部又は警察署の庁舎内において県民と応対するときは、名札を着用するものとする。ただし、宿日直勤務に従事するときは、この限りでない。

2 庁舎外における名札の着用

交番・駐在所連絡協議会、県民の意見を聴く会等の広聴に関する会議及び出張少年相談等各種出張相談等の業務に従事する職員が、警察本部又は警察署の庁舎外において県民と応対するときは、積極的な名札の着用に努めるものとする。

3 幹部職員の着用

- (1) 責任者として県民と応対することが多い幹部職員は、率先して名札を着用するものとする。
- (2) 幹部職員は、名札着用業務における職員の応対について苦情の申出がなされた場合に、当該業務の窓口において苦情の申出人と応対するときは、名札を着用するものとする。

第 4 名札の制式

名札の制式については、別図のとおりとする。

第 5 名札の交付等

- 1 所属長は、職員が新たに名札着用業務に従事する場合又は幹部職員に任命された

場合その他名札の着用が必要と認める場合は、その都度名札を交付するものとする。
ただし、職員が既に名札を所持している場合は交付を要しない。

2 職員は、名札を紛失、毀損等した場合は、所属長に再交付を申し出るものとする。

第6 名札の着用箇所

職員が名札を着用するときは、胸付近の見やすい箇所に表示するものとする。

別図 略